

福島市放課後児童クラブ施設整備に係る補助金交付基準

令和5年7月20日

福島市こども未来部

【交付基準】 ・以下の要件に該当する場合に限る。

1 待機児童または定員超過解消のためであること

当該小学区内において待機児童が発生している、または既存の放課後児童クラブにおいて、直近の2年間において定員超過状態であり、かつ、今後において待機児童の増加が確実である場合に限る。

2 公募による新設、既存放課後児童クラブの移転・支援単位増に伴う施設整備であること

既存放課後児童クラブの移転・支援単位増に伴う施設整備の場合については、専用面積を増加し、受け入れ児童数を増加すること。

既存施設において、遊びや生活の場としての機能を備えた専用区画を66㎡以上確保し面積に余裕がある場合には、支援単位増となる場合を除き対象とはならない。

例)：面積基準 $1.65 \text{㎡}/\text{人} \times \text{概ね} 40 \text{人} = 66 \text{㎡}$ 必要 66㎡以下からの面積増加は、受入児童が増加するため対象

(対象) $50 \text{㎡} \rightarrow 70 \text{㎡}$ (対象外) $90 \text{㎡} \rightarrow 95 \text{㎡}$

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に適合すること

4 継続した事業運営が可能な運営事業者であること

国庫補助を活用しての施設整備（改修）の場合、10年間の継続した事業運営ができなかった場合には補助金の返還義務が生じることから、事業運営に最低限必要な資金（※委託費の2か月分の資金があることが望ましい。）を有すること。

なお、事業清算等も鑑み法人格を有することが望ましい。

【主な交付対象外事項】

- ・現施設が十分な広さにもかかわらず、わずかな面積増加や、通常の単純な移転等
- ・事業者の個別都合等による移転等（例：事業者の経費削減目的、同法人所有の別施設への移転等）
- ・老朽化による移転等（例：築年数、家賃、距離等の条件が良い建物へ移転等）
- ・防災・防犯対策のみによる移転等